

議案4 監事の選任について

輪番の考え方について

住宅セーフティネット法の改正を受け、昨年度の総会にて、東京都居住支援協議会 会則を改正することを議決いただきました（資料4－3参照）。

このことにより、会則第4条に規定する会員の構成が変更となったため、監事監査規則第2条による監事の輪番の考え方について、以下のとおり改正いたします。

改正案	現行
➤会則第4条の規定による下記3団体から、2者選任する。 (1) 宅地建物取引業者で構成する団体 (公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部) (2) 賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体<u>その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体</u> (公益社団法人東京共同住宅協会、特定非営利活動法人日本地主家主協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部、東京都住宅供給公社、<u>一般財団法人高齢者住宅財団、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター</u>) (3) <u>社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う団体</u> (社会福祉法人東京都社会福祉協議会)	➤会則第4条の規定による下記3団体から、2者選任する。 (1) 宅地建物取引業者で構成する団体 (公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部) (2) 賃貸住宅を経営又は管理する事業を行うもので構成する団体 (公益社団法人東京共同住宅協会、特定非営利活動法人日本地主家主協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部、東京都住宅供給公社) (3) <u>その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体</u> (一般財団法人高齢者住宅財団、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、<u>公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター</u>) ➤ <u>ただし、同じ団体から複数選任しないものとする。</u>

令和7年度及び令和8年度の監事について

会 員	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会	●	●								
公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部			●	●						
公益社団法人 東京共同住宅協会					●	●				
特定非営利活動法人 日本地主家主協会							●	●		
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会									●	●
一般財団法人 高齢者住宅財団									●	●
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会							●	●		
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター					●	●				
独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部			●	●						
東京都住宅供給公社	●	●								